

令和6年度 公益財団法人日本パラスポーツ協会  
公認パラスポーツコーチ養成講習会  
開催要項

1 目的 パラリンピックをはじめとする国際大会で活躍する競技者に対し、専門的に育成・指導ができる高度な技術を備えた指導者を養成することを目的とする。

2 主催 公益財団法人日本パラスポーツ協会

3 日程 【前期】令和6年6月21日(金)～23日(日):3日間  
【後期】令和6年12月20日(金)～22日(日):3日間

4 会場 【前期】味の素ナショナルトレーニングセンター 屋内トレーニングセンター・ウエスト  
〒115-0056 東京都北区西が丘3-15-1  
【後期】味の素ナショナルトレーニングセンター 屋内トレーニングセンター・イースト  
〒115-0056 東京都北区西が丘3-12-22  
アクセスマップ：[hpsmap.pdf \(jpnssport.go.jp\)](#)

5 定員 20名程度

6 受講資格 下記の①、②の両方を満たす者。

- ① 日本パラスポーツ協会公認の中級または上級パラスポーツ指導員資格の有資格者。
- ② 令和6年度日本パラスポーツ協会登録競技団体に所属し、コーチとしての活動に実績を有し、協会登録競技団体の推薦がある者  
※注1)競技団体にて、現在、競技者の強化・育成に携わるコーチが対象となります(申込書・推薦書に役職名を記入してください)。  
※注2)申込書の活動歴や推薦書の指導歴の内容によっては対象とならない場合があります。

7 申し込み先・問い合わせ先について

別紙の受講申込書に必要な事項を記入し、メールにて下記まで送付すること。また、別紙、推薦書は必ず推薦団体により作成し捺印の上、申込書に添付すること。なお、競技団体で複数の推薦を行う場合は、必ず優先順位を競技団体推薦書に記入すること。

※メールで申込みの際は、申込書はExcel形式にて、推薦書は押印しPDF形式でお送りください。

※メール件名を「パラスポーツコーチ養成講習会申込(氏名)」としてお送りください。

◆申込先：公益財団法人日本パラスポーツ協会 スポーツ推進部 担当者 佐藤  
〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6  
部直通 TEL:03-5695-5420 FAX:03-5641-1213  
申込用メールアドレス y-sato@parasports.or.jp

8 申込期間 令和6年4月8日(月)～4月30日(火)<必着>

## 9 受講者の決定

(1)申込書および推薦書に記載された内容を確認し、受講者を決定する。

ただし、受講資格を満たした者が定員を大幅に超えた場合には抽選を行う。

(2)受講の可否については、本人宛に通知する。(申込み締切り後、14日以内にメールにて通知)

## 10 受講料 20,000円

・支払いは事前振込となります。振込先は受講決定通知時にご案内します。

## 11 講習課程

### 【前期】:16時間

No.	科目名	時間	No.	科目名	時間
1	我が国のパラスポーツの現状	2.5	6	競技団体における強化の現状 ※3	1.5
2	日本代表選手団としての心得	1	7	活動報告	2
3	アンチ・ドーピング	2	8	指導上のリスクマネジメント	2
4	ICTを活用した競技スポーツの実践 ※1	2	9	環境と生理	2
5	最新情報の提供① ※2	1			

### 【後期】:15.5時間

No.	科目名	時間	No.	科目名	時間
10	チーム運営上のリスクマネジメント	3	15	女性とスポーツ ※6	2
11	スポーツ心理学	2	16	情報収集と活用	2
12	メディア対応	2	17	スポーツ仲裁と関係法規	2
13	最新情報の提供② ※4	1	検定試験		
14	選手のメンタルマネジメント ※5	1.5			

・※1～6の科目は有資格者対象の資格更新のための講習会を兼ねて実施します

・前・後期の科目は入れ替わる場合があります

## 12 検定試験

(1)受験対象:当該年度の講習会前・後期の全課程を修了した者

(2)試験方法:筆記試験

(3)合否通知:受験者本人宛に検定試験後14日以内に郵送にて通知する。

## 13 登録

検定試験に合格した者には、パラスポーツコーチ資格の登録手続きに関する資料を本人宛に郵送する。

## 14 その他

- (1)本講習会受講に際し取得した個人情報は、本講習会関係資料の送付および本事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を利用する場合は、その旨明示し了解を得るものとする。
- (2)推薦団体は受講者の推薦に際して、上記の受講資格を確認したうえで、さらに推薦者(受講希望者)のパラアスリートへのコーチとしての資質、活動実績の状況を判断し推薦をすること。
- (3)受講者としてふさわしくない行為があったと認められる場合は、受講を取り消すことがある。
- (4)講習開始時刻より10分以上の遅刻は、欠席扱いになるので十分に注意すること。なお、公共交通機関に遅れが生じた場合は、「遅延証明書」を必ず持参し事務局に申し出ること。
- (5)全ての講習において、主催者からの許可のない撮影・録音・録画等は禁止とする。
- (6)手話通訳(要約筆記)が必要な場合は、その旨を申込書に記載すること。手話通訳者(要約筆記)の準備は主催者が行うが、受講キャンセルに伴う手話通訳者(要約筆記)への費用発生については、受講者の負担とする。
- (7)講習会参加者には、講習期間中の事故と傷害に備え保険を主催者において一括加入する。補償内容は、死亡・後遺障害 1,000 万円、入院日額 5,000 円、通院日額 3,000 円としている。これ以上の補償を望む場合には、個人で別途保険に加入すること。